

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第16条の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、釧路市、阿寒町及び音別町の負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(予算の流用及び予備費の充当)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充当については、会長が属する市町の例によるものとする。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後2箇月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議に諮りその認定を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 事務局長は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年1月31日から施行する。

2 平成16年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行の日以後第1回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑収入 |

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|---------|---------|
| 1 事業費 | 1 事業推進費 | 1 会議費 |
| | | 2 広報広聴費 |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 1 事務局費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |